

北海道運輸局公示第53号  
(平成16年9月30日一部改正)

一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可等に関する  
標準処理期間

一般乗用旅客自動車運送事業の許可、事業計画の変更認可（以下「許認可」という。）申請に対する審査に要する標準的な期間について、運用の統一性、透明性を確保し、事案の迅速な処理及び申請者の負担の軽減を図るため、許認可に係る標準処理期間を下記のとおり定めたので公示する。

平成14年1月23日

北海道運輸局長 中本 光夫

記

- 1 事業の許可（法第4条第1項）  
3ヶ月
- 2 運賃料金の認可（法第9条の3第1項）
  - (1) 「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金の認可の処理方針について」(平成13年10月26日付け国自旅第101号) 記1に規定する運賃改定に係るもの  
同通達記2に規定する申請の受付期間満了後の翌日から6ヶ月
  - (2) (1)以外のもの  
申請の受付から3ヶ月（法第89条の規定に基づき、意見の聴取があったものについては、4ヶ月）
- 3 運送約款の認可（法第11条第1項）  
1ヶ月

4 事業計画変更の認可（法第15条第1項）

- (1) 営業区域の拡大に係るもの 3ヶ月
- (2) (1) 以外のもの 2ヶ月

5 事業の譲渡及び譲受の認可（法第36条第1項）  
3ヶ月

6 法人の合併及び分割の認可（法第36条第2項）  
3ヶ月

7 相続の認可（法第37条第1項）  
2ヶ月

8 適用

標準処理期間の算定には以下の期間等は含まれない。

- ① 申請が不備のため当該申請の補正をするために要する期間
- ② 申請の処理の途中で、申請者が申請内容を変更するために必要な期間
- ③ 一人一車制個人タクシー事業に係る事業の許可、事業の譲渡及び譲受の認可並びに相続の認可について、申請から法令及び地理の試験を受けるまでの期間

附 則

この公示は、平成14年2月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

附 則 （平成16年9月30日付け北海道運輸局公示第38号）

- 1 この公示は、平成16年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。
- 2 平成16年8月31日付け北海道運輸局公示第31号の「一般旅客自動車運送事業（一人一車制個人タクシーを除く。）の許可申請に係る処分時期について」は、平成16年9月30日限り廃止する。

ただし、平成16年9月30日以前に受け付けた申請については、なお従前の取扱いによる。